

## 第2章 本県の環境の概況

### 1 地球環境

#### (1) 地球温暖化

県では、「宮崎県環境計画」において、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出削減目標を掲げ、目標達成のために地球温暖化防止活動推進員の委嘱を行うとともに、NPO法人宮崎文化本舗を宮崎県地球温暖化防止活動推進センターとして指定するなど、地球温暖化対策を推進しています。

平成25年度の県全体の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算）は約1,010万トンで、基準年の平成2年度（代替フロン類は平成7年度）に比べて約40%減少していますが、これは、平成11年に県内企業の工業プロセスからの一酸化二窒素の排出量が大幅に削減されたためです。

#### (2) 酸性雨

酸性雨対策として、平成3年度から継続的に広域調査を行っていましたが、県内の酸性雨の状況がほぼ同じであるために、平成14年度からは県の測定局1地点及び国の測定局1地点の合計2地点で監視を行っており、平成27年度の結果は、平成26年度の全国の平均値と同じレベルでした。

### 2 生活環境

#### (1) 大気

大気汚染防止法に基づき、一般環境大気及び自動車排出ガスの常時監視測定局並びに大気環境測定車で継続的に大気の状態を監視しています。

平成27年度の大気の状態は、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）は一部の測定局で、光化学オキシダントは全ての測定局で、1時間値や1日平均値が基準を数回超過するなどしたため、環境基準を未達成であったものの、注意報等の発令基準未満でした。

#### (2) 水質

水質汚濁防止法の規定により水質測定計画を策定し、これに基づいて公共用水域及び地下水の水質の常時監視を行っています。

平成27年度の公共用水域の水質の状況は、代表的な水質指標であるBOD又はCODでみると、全ての水域で環境基準を達成しました。

地下水の水質の状況は、調査した138地点の井戸のうち、砒（ひ）素3地点、テトラクロロエチレン等の有機塩素化合物11地点、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素6地点、砒素及びふっ素1地点がそれぞれ環境基準を未達成でした。

#### (3) 騒音・振動・悪臭

平成27年度に県及び市町村で新たに受理した公害苦情1,277件のうち、悪臭に係るものは167件、騒音に係るものは113件、振動に係るものは8件でした。

#### (4) 地盤沈下

昭和55年度から平成15年度まで宮崎市、佐土原町及び新富町の一部の地域において1級水準測量による地盤変動調査を実施しましたが、近年では、地盤沈下現象は観測されていません。

### (5) 土壌汚染

昭和51年度から53年度までで土壌汚染防止対策事業を完了し、さらに平成3年からは公害対策基本法に基づく環境基準により、事業者等で市街地を含めた土壌環境保全の取組がなされてきました。また、平成15年2月には土壌汚染対策法が施行され、汚染された土壌による健康被害を防止するための取組がなされてきました。

平成27年度末現在、同法に基づく基準に適合しないとして指定された区域は、県内で4か所あります。

### (6) 廃棄物

県では、廃棄物の排出抑制やリサイクルの積極的な推進を図るとともに、排出された廃棄物については、適正処理に向けた監視や指導を行うなど、各種対策を推進しています。

平成26年度における一般廃棄物については、家庭などからのごみ排出量が約40万3千t、し尿等の収集量が約34万k1となっています。

また、事業活動に伴い発生する産業廃棄物の平成26年度における排出量は、約610万tとなっています。

## 3 自然環境

### (1) 野生動植物

本県の現存植生のうち自然植生を海岸、平地、山地の地域別に見ると、海岸部の浜辺にはハマゴウなどが優占する砂丘植生が、その後方や沿海地にはマサキトベラ群集などが見られ、県南部ではビロウ群集やソテツ群落も見られます。平野部の丘陵地から標高1,000mまでの照葉樹林域にはミミズバイースダジイ群集などが見られます。標高1,000m以上のブナ林域では、シラキープナ群集などが見られ、霧島山系の風衝地にはマイヅルソウ・ミヤマキリシマ群集などが分布しています。

県内で生息が確認されている動物では、哺乳類のニホンカモシカは国の特別天然記念物に、ヤマネは国の天然記念物に指定されています。鳥類ではクロツラヘラサギ、イヌワシなど、両生類・爬虫類ではオオイタサンショウウオ、アオウミガメなど、汽水・淡水魚類では、アリアケギバチ、メダカなど、昆虫類ではスジボソヤマキチョウ、グンバイトンボ、ヨドシロヘリハンミョウなどの希少種が生息しています。

なお、県では、平成12年に県版レッドデータブックを作成し、希少野生動植物保護の啓発を行っているほか、平成18年4月には、野生動植物の保護に関する条例を施行しました。

さらに、平成23年3月に県版レッドデータブックを改訂・公表し、平成20年3月及び平成28年3月に、県版レッドリストを改訂・公表しています。

### (2) 自然公園等

本県には、国立公園が霧島錦江湾国立公園1か所、国定公園が日南海岸国定公園など4か所、県立自然公園が尾鈴県立自然公園など6か所あり、平成26年には約9,388万人の方々が利用しました。

また、平成27年度は、自然公園等の維持管理や利用施設の整備を行うとともに、九州自然歩道において案内板の設置等を実施しました。

## 4 景観、文化財等の快適環境

本県は自然環境にも恵まれており、「青島亜熱帯性植物群落」など国指定の特別天然記念物4件をはじめ、国指定天然記念物45件、国指定名勝4件（うち1件は名勝及び天然記念物）、県指定天然記念物20件、県指定名勝7件などがあります。

また、歴史的にも貴重な史跡などの文化財が数多く分布し、重要文化財(有形文化財)18件、重要有形民俗文化財3件、特別史跡1件、史跡22件が国指定となっているほか、国選定重要伝統的建造物群保存地区3件、国選定重要文化的景観1件、県指定有形文化財62件、県指定史跡が105件あります。